

平成21年2月6日開催  
審査

# まちづくり基本条例・議会基本条例等に関する審査特別委員会資料

## 審査付託事件

- 1、福島町まちづくり基本条例の制定について  
(平成20年第2回定例会議案第1号)
- 2、福島町まちづくり推進会議条例の制定について  
(平成20年第2回定例会議案第2号)

総務課企画グループ

## 審査付託事件 1 福島町まちづくり基本条例の制定について (平成20年第2回定例会議案第1号)

### 1. 福島町まちづくり基本条例の制定に伴い整備する条例について

福島町まちづくり基本条例の制定に伴い、次の3つの条例の整備を予定し、平成21年第1回定例会に条例案の提案を予定しているものです。

#### (1) 福島町まちづくり基本条例の制定に伴う審議会等に公募委員を加える関係条例の整理に関する条例(案)

##### i) 説明

まちづくり基本条例第9条に規定する審議会等委員の選任にあたり「公募の委員」を加えるための整理条例で、町長及び教育委員会が委嘱・任命する18の審議会等のうち7つの審議会等に「公募の委員」を加える改正を行うものです。

##### ii) 審議会等一覧表

審議会等	改正の有無	内容
<b>1. 表彰審議会</b>	<b>有</b>	定数10名のうち2名を公募
<b>2. 特別職報酬等審議会</b>	<b>有</b>	定数7名のうち2名を公募
3. 防災会議	無	定数19名
<b>4. 青少年問題協議会</b>	<b>有</b>	定数12名のうち2名を公募
5. 情報審査会	無	定数3名
<b>6. 総合開発審議会</b>	<b>有</b>	定数16名のうち3名を公募
7. 地域農政総合対策推進協議会	無	定数10名
8. 林業振興協議会	無	定数10名
9. 都市計画審議会	無	定数10名
10. 町営住宅入居者選考委員会	無	定数6名
11. 民生委員推薦会	無	定数19名
<b>12. 介護保険運営協議会</b>	<b>有</b>	定数10名のうち2名を公募
<b>13. 国民健康保険運営協議会</b>	<b>有</b>	定数9名のうち3名を公募
<b>14. 社会教育委員</b>	<b>有</b>	定数15名のうち2名を公募
15. 文化財調査委員	無	定数7名
16. 体育指導員	無	定数20名以内
17. 学校給食センター運営委員会	無	定数9名
18. 国民保護協議会	無	定数19名以内

iii) 条例案

福島町まちづくり基本条例の制定に伴う審議会等に公募委員を加える関係条例の整理に関する条例（案）

福島町表彰条例（昭和 57 年福島町条例第 2 号）の一部を改正する条例新旧対照表（福島町まちづくり基本条例の制定に伴う審議会等に公募委員を加える関係条例の整理に関する条例第 1 条関係）

改 正 前	改 正 後
<p>福島町表彰条例 (審議委員会) 第 11 条 (略) 2 <u>委員は知識経験のある者など 10 名をもって組織し、町長が委嘱する。</u> 3 (略)</p>	<p>福島町表彰条例 (審議委員会) 第 11 条 (略) 2 <u>委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</u> <u>(1) 知識経験者 8人</u> <u>(2) 公募による町民 2人</u> 3 (略)</p>

福島町特別職報酬等審議会条例（昭和 55 年福島町条例第 11 号）の一部を改正する条例新旧対照表（福島町まちづくり基本条例の制定に伴う審議会等に公募委員を加える関係条例の整理に関する条例第 2 条関係）

改 正 前	改 正 後
<p>福島町特別職報酬等審議会条例 (委員) 第 3 条 審議会は、委員 7 人をもって組織し、その委員は福島町の区域内の<u>公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど町長が任命する。</u> 2 (略)</p>	<p>福島町特別職報酬等審議会条例 (委員) 第 3 条 審議会は、委員 7 人をもって組織し、その委員は福島町の区域内の<u>公共的団体の代表者 5 人と公募による町民 2 人とし、必要のつど町長が任命する。</u> 2 (略)</p>

福島町青少年問題協議会条例（昭和 39 年福島町条例第 12 号）の一部を改正する条例新旧対照表（福島町まちづくり基本条例の制定に伴う審議会等に公募委員を加える関係条例の整理に関する条例第 3 条関係）

改 正 前	改 正 後
福島町青少年問題協議会条例  （委員） 第 2 条 （略） （1）～（2） （略） （3） <u>学識経験者 8 人</u>	福島町青少年問題協議会条例  （委員） 第 2 条 （略） （1）～（2） （略） （3） <u>学識経験者 6 人</u> （4） <u>公募による町民 2 人</u>

福島町総合開発審議会条例（昭和 43 年福島町条例第 5 号）の一部を改正する条例新旧対照表（福島町まちづくり基本条例の制定に伴う審議会等に公募委員を加える関係条例の整理に関する条例第 4 条関係）

改 正 前	改 正 後
福島町総合開発審議会条例  （組織） 第 3 条 （略） 2 （略） （1）～（3） （略） （4） <u>学識経験を有する者その他住民 6 人</u>	福島町総合開発審議会条例  （組織） 第 3 条 （略） 2 （略） （1）～（3） （略） （4） <u>学識経験を有する者 3 人</u> （5） <u>公募による町民 3 人</u>

福島町介護保険条例（平成 12 年福島町条例第 6 号）の一部を改正する条例新旧対照表（福島町まちづくり基本条例の制定に伴う審議会等に公募委員を加える関係条例の整理に関する条例第 5 条関係）

改 正 前	改 正 後
福島町介護保険条例  （介護保険運営協議会） 第 2 条 （略） 2 （略） 3 （略） (1) （略） (2) 被保険者を代表する委員 <b>5人</b>  4 （略）	福島町介護保険条例  （介護保険運営協議会） 第 2 条 （略） 2 （略） 3 （略） (1) （略） (2) 被保険者を代表する委員 <b>3人</b> <u><b>(3) 被保険者から公募する委員 2人</b></u> 4 （略）

福島町国民健康保険条例（昭和 35 年福島町条例第 11 号）の一部を改正する条例新旧対照表（福島町まちづくり基本条例の制定に伴う審議会等に公募委員を加える関係条例の整理に関する条例第 6 条関係）

改 正 前	改 正 後
福島町国民健康保険条例  （国民健康保険運営協議会の委員の定数） 第 2 条 （略） (1) <b>被保険者を代表する委員 3人</b> (2) <b>保険医を代表する委員 3人</b> (3) <b>公益を代表する委員 3人</b>	福島町国民健康保険条例  （国民健康保険運営協議会の委員の定数） 第 2 条 （略） (1) <b>保険医を代表する委員 3人</b> (2) <b>公益を代表する委員 3人</b> (3) <b>被保険者から公募する委員 3人</b>

福島町社会教育委員の定数及び任期に関する条例（昭和30年福島町条例第12号）の一部を改正する条例新旧対照表（福島町まちづくり基本条例の制定に伴う審議会等に公募委員を加える関係条例の整理に関する条例第7条関係）

改 正 前	改 正 後
福島町社会教育委員の定数及び任期に関する条例  第1条 福島町社会教育委員(以下「委員」という。)の定数は <u>15人とする。</u>	福島町社会教育委員の定数及び任期に関する条例  第1条 福島町社会教育委員(以下「委員」という。)の定数は <u>15人とし、うち2人を公募とする。</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条の規定による改正後の福島町総合開発審議会条例、第5条の規定による改正後の福島町介護保険条例、第6条の規定による改正後の福島町国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の際現に委員であるものの任期については、なお従前の例による。

## (2) 福島町行財政推進町民委員会設置条例（案）

### i) 説明

まちづくり基本条例第19条に規定する「財政計画の策定」及び第20条第2項に規定する「行政評価」を町民との参画・協働で進めるための委員会を設置するものです。

### ii) 条例案

## 福島町行財政推進町民委員会設置条例（案）

### （設置）

第1条 福島町まちづくり基本条例（平成〇年福島町条例第〇号）に基づく町民との「参画・協働」による行財政を推進するため、福島町行財政推進町民委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を協議し、町長に報告する。

- (1) 財政計画に関する事項
- (2) 行政評価に関する事項
- (3) ふるさと応援基金に関する事項
- (4) その他行財政の運営に関する事項

### （組織）

第3条 委員会は、委員16人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 福島町総合開発審議会の委員 8人
- (2) 福島町まちづくり推進会議の委員 4人
- (3) 公募による委員 4人

### （任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会は、原則公開するものとする。

(専門部会)

第7条 委員会に次の専門部会を置く。

(1) 総務教育部会

(2) 経済福祉部会

2 前項の部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によって定める。

3 部会の所掌事務は、別表のとおりとする。

(関係者の出席)

第8条 委員長及び各部会の会長は、必要があると認めるときは、町職員その他の関係者を委員会又は各部会の会議に出席させ、資料の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

#### 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条第3号の規定は、平成21年7月1日から適用する。

#### 別表

部会名	所 掌 事 項
総務教育部会	教育文化、防災、交通安全、公害、コミュニティ、行財政、労働に関する事項
経済福祉部会	社会福祉、保健衛生、水産、商工、農林、観光、住宅、治山、治水、海岸保全、道路、橋りょう、漁港、上下水道に関する事項

(3) 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

i) 説明

「福島町まちづくり推進会議」及び「福島町行財政推進町民委員会」の設置に伴い、日額支給委員として2つの委員会を加える改正を行うものです。

ii) 条例案

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正する条例（案）

別表第1						別表第1					
年間支給委員		月額支給委員		日額支給委員		年間支給委員		月額支給委員		日額支給委員	
職名	報酬額等	職名	報酬額等	職名	報酬額等	職名	報酬額等	職名	報酬額等	職名	報酬額等
(略)	(略)	(略)	(略)	国民保護協議会委員	3,000	(略)	(略)	(略)	(略)	国民保護協議会委員	3,000
										まちづくり推進会議委員	3,000
										行財政推進町民委員会委員	3,000

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

#### (4) 福島町職員等の公益通報に関する規程(案)

##### i) 説明

先に開催された自治基本条例・議会基本条例調査特別委員会において意見のあった公益通報をした場合の町職員の保護に関して規程を制定するものです。

##### ii) 規程案

#### 福島町職員等の公益通報に関する規程(案)

##### (目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)に基づき、職員等が知り得た行政運営上の違法な行為等の通報について必要な事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、町政における違法な事態の防止及び損失の抑制を図り、もって公務に対する町民の信頼を確保し、透明で公正な町政運営に資することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(教育長を除く。)、臨時職員の任用の方法及び手続きに関する規則(昭和50年福島町規則第3号)に規定する臨時職員、及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年福島町条例第6号)に規定する特別職の職員並びに町から事務事業を受託し、又は請け負った事業者の役員又は従事している者をいう。
- (2) 公益通報 職員等が知り得た行政運営上の職員等の違法な行為又は違法性の高い行為に関して行われる不正防止のための通報をいう。
- (3) 公益通報者 職員等であって公益通報を行う者をいう。

##### (公益通報の所管等)

第3条 公益通報に関する業務は、総務課総務グループが所管する。

2 職員等からの公益通報の受け付け又は関連する相談に応じるため、公益通報相談窓口を設置する。

3 公益通報の処理の業務に従事する者は、自己が関係する公益通報の処理に関与してはならない。

##### (公益通報)

第4条 職員等は、町の事務事業の執行に関し、次の各号のいずれかに該当する行為を知り得たときは、公益通報申出書(別記様式)により通報をしなければならない。

- (1) 法令(町の条例、規則等を含む。)に違反し、又はこれに至るおそれのある行為
- (2) 町民の生命、身体、財産若しくは生活環境を害し、又はこれらに対して

## 重大な影響を及ぼすおそれのある行為

- (3) その他町民全体の公益に反し、又は公正な職務を損なうおそれのある行為

### (公益通報者の責務)

第 5 条 公益通報者は、原則として実名により通報するものとし、確実な資料に基づき誠実に行うよう努めなければならない。

2 公益通報者は、他の職員等に損害を与える目的、不正の利益を得る目的又はその他の不正な目的で公益通報を行ってはならない。

3 公益通報者は、当該公益通報に係る調査等に協力しなければならない。

### (通報者の保護)

第 6 条 町長は、公益通報者が公益通報をしたことを理由として、公益通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 町長は、公益通報者が公益通報をしたことにより不利益な取扱いを受け、又は不利益な取扱いを受けるおそれがあると認めるときは、遅滞なく改善又は防止のための必要な措置を講じなければならない。

### (公益通報の処理)

第 7 条 町長は、公益通報者に対する不利益な取扱いのないこと及び公益通報者の秘密は保持されることを当該公益通報者に説明し公益通報を受け付ける。この場合において、公益通報として受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を公益通報者に遅滞なく通知しなければならない。

### (調査の実施)

第 8 条 町長は、公益通報を受理したときは、調査の必要性を十分に検討し、適正な業務の遂行に支障があるときを除き、調査を行うときはその旨及び着手の時期を、調査を行わないときはその旨及び理由を公益通報者に対し遅滞なく通知しなければならない。

2 調査の実施にあたっては、公益通報者の秘密を守るため、公益通報者が特定されないよう十分に配慮し、遅滞なく行わなければならない。

3 町長は、前項の調査にあたっては、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮し実施するものとし、公益通報者に対し、調査の進捗状況及び調査結果を遅滞なく通知するよう努めなければならない。

4 町長は、特別な事情があるときは、弁護士等の第三者に調査を依頼することができるものとする。

### (是正措置等)

第 9 条 町長は、前条の調査の結果、法令違反等が明らかになったときは、速やかに是正措置及び再発防止策等(以下「是正措置等」という。)をとるとともに、必要があるときは、関係者の処分等を行うものとする。

2 町長は、前項の是正措置等をとったときは、その内容を利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、公益通報者に遅滞なく通知するよう努めなければならない。

(公表)

第10条 町長は、公益通報の処理事項について必要と認めるときは公表するものとする。

(秘密の保持)

第11条 公益通報にかかわった職員は、公益通報の事実及び公益通報に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別記様式(第4条関係)

公益通報申出書

年 月 日

福島町長 様

(所属)  
通報者 (職名)  
(氏名) ⑩

福島町職員等の公益通報に関する規程(平成21年福島町訓令第 号)第4条の規定により、下記のとおり通報します。

記

件 名	
事実の発生日月日	
通報対象者	
違反等の概要	
対象となる法令等	
事実を知った経緯	
証拠書類等	有( )・無
他に通報内容を知る人	有( )・無
上司等との相談	有( )・無
その他参考事項	

注) 匿名を希望する場合は、氏名欄に匿名と記載し、その他参考事項欄にその理由を記入して下さい。